

(裏)

別記

- 1 入居者は、家賃を毎月10日（月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までにその月分を納付します。
- 2 入居者は、毎年度、別に定める期日までに、収入を申告します。
- 3 入居者は、次の行為を行おうとするときは、市長の承認を受けます。
 - (1) 保証人を変更しようとするとき。
 - (2) 入居の際に同居した親族以外の者を同居させるとき。
 - (3) 市営住宅の一部を住宅以外の用途に使用しようとするとき。
 - (4) 市営住宅の模様替え若しくは増築をし、又は市営住宅の敷地内に工作物を設置しようとするとき。
- 4 入居者は、次の事由が生じたときは、市長に届け出ます。
 - (1) 同居者に異動が生じたとき。
 - (2) 市営住宅又は共同施設を滅失させ、又はき損したとき。
 - (3) 市営住宅を引き続き15日以上使用しないとき。
 - (4) 市営住宅を明け渡そうとするとき。
- 5 入居者は、小千谷市営住宅条例第23条第2項の規定により高額所得者として認定され同条例第26条第1項の規定により明け渡しを請求されたとき、又は同条例第35条第1項の規定により明け渡しを請求されたときは、明け渡しに伴う一切の費用を負担のうえ、定められた期限までに住宅を明け渡します。

(小千谷市営住宅条例第35条第1項の規定により明け渡し請求を受けることとなる事例)

 - (1) 不正の行為によって入居したとき。
 - (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
 - (3) 市長の承認を得ずに、入居の際に同居した親族以外の者を同居させたとき。
 - (4) 自己の責めに帰すべき理由によって市営住宅又は共同施設を滅失させ、又はき損した場合に、これを原形に復し、又は損害を賠償しないとき。
 - (5) 市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払わず、これらを正常な状態において維持しなかったとき。
 - (6) 市長の承認を得ずに、市営住宅の模様替え若しくは増築をしたとき。
 - (7) 市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
 - (8) 市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡したとき。
 - (9) 市営住宅の用途を変更したとき。
 - (10) 市長の承認を得ずに、市営住宅を引き続き15日以上使用しなかったとき。
 - (11) 入居者又は同居者が周辺の環境を乱し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす行為をし、その是正のための市長の指示に従わなかったとき。
 - (12) 入居者又は同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。
 - (13) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- 6 入居者は、退去する際に入居者の負担において次の項目について原状に復します。
 - (1) 畳の表替え
 - (2) ふすま及び障子の張り替え
 - (3) 入居者の責めに帰すべき事由による汚損又は破損